

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

**広島県規則第四号**

**広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則**

広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年広島県規則第三十五号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように  
改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第6号 (第5条関係)</b>            (表面) (略)            (裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>注 意 事 項</b></p> <p>1 この加入証書は、<u>大切に保管してください。</u>            もし、この証書を破ったり、汚したり、又はなくしたときは、新しい証書を渡しますから加入証書等再交付申請書を知事に提出してください。            2—6 (略)</p> <p>7 <u>加入者が次のいずれにも該当することとなつたときから、最初に到来する加入月の応当月以後の掛金は納める必要はありません。</u>            (1) <u>加入者である期間が継続して20年以上であること。</u>            (2) <u>4月1日現在で65歳以上であること。</u></p> <p>8—10 (略)</p> </div>	<p><b>様式第6号 (第5条関係)</b>            (表面) (略)            (裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>注 意 事 項</b></p> <p>1 この加入証書は、<u>大切に保管ください。</u>            もし、この証書を破ったり、汚したり、又はなくしたときは、新しい証書を渡しますから加入証書等再交付申請書を知事に提出してください。            2—6 (略)</p> <p>7 <u>共済制度に20年以上継続して加入している者が65歳に達してから最初に到来する加入月の応当月以後の掛金は納める必要はありません。</u></p> <p>8—10 (略)</p> </div>
<p><b>様式第6号の2 (第5条関係)</b>            (表面) (略)            (裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>注 意 事 項</b></p> <p>1—6 (略)</p> <p>7 <u>加入者が次のいずれにも該当することとなつたときから、最初に到来する口数追加月の応当月以後の口数追加掛金は納める必要はありません。</u>            (1) <u>口数追加加入者である期間が継続して20年以上であること。</u>            (2) <u>4月1日現在で65歳以上であること。</u></p> <p>8—10 (略)</p> </div>	<p><b>様式第6号の2 (第5条関係)</b>            (表面) (略)            (裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>注 意 事 項</b></p> <p>1—6 (略)</p> <p>7 <u>口数追加を20年以上継続して加入している者が65歳に達してから最初に到来する加入月の応当月以後の掛金は納める必要はありません。</u></p> <p>8—10 (略)</p> </div>

様式第20号（第15条関係）

(略)

年金管理者指定届書

(略)

私は、次の心身障害者の年金管理者となることに同意し、その年金を管理し、良き理解者として誠意をもつて保護、養育に当たること及び広島県心身障害者扶養共済制度条例第8条第2項各号に該当しないことを誓約します。

(略)

心身障害者 住 所  
氏 名

広島県心身障害者扶養共済制度条例（抜粋）  
(年金管理者)

第8条

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。  
一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

注 (略)

様式第20号（第15条関係）

(略)

年金管理者指定届書

(略)

私は、次の心身障害者の年金管理者となることに同意し、その年金を管理し、良き理解者として誠意をもつて保護、養育に当たることを誓約します。

(略)

心身障害者 住 所  
氏 名

注 (略)

様式第21号（第15条関係）

(略)

年金管理者変更届書

(略)

(略)

私は、上記の心身障害者の年金管理者となることに同意し、その年金を管理し、良き理解者として誠意をもつて保護、養育に当たること及び広島県心身障害者扶養共済制度条例第8条第2項各号に該当しないことを誓約します。

年　月　日

年金管理者　氏　名

㊞

広島県心身障害者扶養共済制度条例（抜粋）

（年金管理者）

第8条

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。  
一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

注　(略)

様式第21号（第15条関係）

(略)

年金管理者変更届書

(略)

(略)

私は、上記の心身障害者の年金管理者となることに同意し、その年金を管理し、良き理解者として誠意をもつて保護、養育に当たることを誓約します。

年　月　日

年金管理者　氏　名

㊞

注　(略)

この規則は、  
附 則  
公布の日から施行する。